

仕様書

第1 件名

ウェルカムTokyoイベント「隅田川 川開きdeおもてなし」実施委託

第2 目的

墨田区には、江戸文化を感じることでできるさまざまな地域固有の資源がある。その代表的な資源として、時代を超え、地域を越えて人々の交流を促し、発展の基礎を支えてきた隅田川があり、両国地域のキーワードの一つとして、「隅田川と水辺」があげられる。

2020年度に墨田区ではオリンピックのボクシング競技が実施され、多くの国内外旅行者が訪れることが予想されており、会場となる国技館の周辺には舟運の活性化、川とまちとが結びつくような魅力ある水辺空間を創出するとともに、観光まちづくりを推進していくための観光振興の拠点として「両国リバーセンター」が2020年6月を予定にオープンする。

本事業では、両国リバーセンターの開業をきっかけとした『川開き』を多様な主体によるインバウンドを含めた都内への観光客へのおもてなしイベントとしての実施を通じて、墨田区及び両国地域への集客を促すとともに、墨田区の歴史や文化、食などの魅力を体験してもらい2020東京大会後の東京都及び墨田区、両国地域への再訪につなげていくことを目的とする。

なお本事業は、一般社団法人墨田区観光協会及び墨田区（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から令和2年9月30日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

(1) イベント・街歩きガイドツアーの企画・実施

2019年11月～2020年2月 イベント・街歩きガイドツアーの企画・実施に際しての地元等との調整

3月～4月頃 広報・宣伝、参加者募集

4月下旬～5月上旬 機材・演者等の手配

6月～7月 イベント・街歩きガイドツアーの実施

(2) 効果測定

7月～8月 効果分析、報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」とい

う。)を立ち上げ、その中で、イベント・街歩きガイドツアー実施について検討をしていく。なお、協議会は、11月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 イベント・街歩きガイドツアーの企画・実施

両国リバーセンターを核とした、音と光の演出による賑わいづくり、また周辺観光施設と連携した、食と歴史文化を体験してもらおうおもてなしを展開し、国内外の旅行者にとって魅力的となるようなイベント及び街歩きガイドツアーを企画・実施すること。

(1) イベントの企画・実施

両国リバーセンターをメイン会場とし、周辺観光施設とも連携したおもてなし体験イベントを企画・実施すること。実施に際しては以下の点に留意し、企画提案者、財団と協議の上進めること。

① 開催時期等

時期等 : 令和2年6月～7月の内

コア開催期間を2日間、11:00～20:00(予定)

体験コンテンツについては1～2週間程度の開催を見込むこと

人数 : 10,000名程度の来場を想定

メイン会場 : 両国リバーセンター(2020年6～7月開業予定)

サブ会場 : 旧安田庭園、すみだ北斎美術館等、両国リバーセンターを核とした周辺観光施設

② 内容

イベント実施内容については、原則提案によるが、「江戸文化」「食、音楽、体験」「光の演出による賑わいづくり」をテーマとしたおもてなしイベントを企画すること。

【例】

- ・施設のライトアップ演出
- ・ワークショップ
- ・江戸文化の食の提供 等

③ その他

- ・運営、会場の手配および設営を行うこと。両国リバーセンターについては無償での使用できるものとする。
- ・実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ・外国人旅行者の対応のため、少なくとも日本語・英語の2言語での受け入れ対応を検討すること。
- ・企画・実施にあたっては雨天時の対応を十分考慮すること。
- ・イベントの実施に当たっては、保険に加入する等、不測の事態に備えること。

(2) 街歩きガイドツアーの企画・実施

以下の通り両国地域を中心としたガイドツアーを企画し、実施すること。各回の設定および募集方法や参加資格要件等の詳細は提案によることとするが、具体的な内容については、契約締結後協議の上、決定する。

① 開催時期等

時期等 : イベント開催と同時期に開催

ツアー数等 : 1 ツアー10名程度、5~6種のコース作成を想定

時間等 : 1 ツアー60分程度

会場 : サブ会場を拠点として想定

ツアー内容 : サブ会場を中心に両国エリア全体の回遊を促すきっかけとなるよう、気軽に参加できるようなツアー内容とすること。

② ツアーの実施に当たっては、ツアー参加者を補償する傷害保険等に加入すること。

③ 実施に際しては、旅行業法に十分留意すること。

④ 企画・実施にあたっては雨天時の対応を十分考慮すること。

⑤ 外国人旅行者の対応のため、少なくとも日本語・英語の2言語での受け入れ対応は行うこと。

3 事業の効果測定

イベント・街歩きガイドツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、ニーズや効果分析を行うこと。効果分析結果については、企画提案者及び協議会にフィードバックすること。なお実施に際しては、企画提案者、財団と協議の上進めること。

4 イベント・街歩きガイドツアーの広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するための、チラシ・ポスター・ホームページを制作し、広くイベント等の周知を行うこと。

① ロゴやWEBサイト等の基本的なデザインはデザイナーに依頼し、魅力的且つ統一的なイメージで情報発信を展開すること。

② チラシ・ホームページは、少なくとも日本語及び英語の2言語対応とすること。

③ 広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

④ 財団では、「ウェルカム Tokyo イベント」のブランド名で、統一感のある広報展開を行う。そのため、本事業において財団からの求めに応じ、原稿提供や広報イベントへの参加など、広報に対して積極的に協力、対応すること。

5 報告書類の提出

受託者は、1から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 イベント・街歩きガイドツアーの企画・実施

3 事業の効果測定

4 イベント・街歩きガイドツアーの広報PR媒体の制作

5 実施結果

6 事業の成果

7 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80以上） （本文）再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上） 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

3 実施結果

4 事業の成果

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80以上）
その他	前項事業実施報告書の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 4 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 4 受託者は、令和元年11月から令和2年9月までの間、財団に対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、財団と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境にいい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課

ウェルカムTokyoイベント 事業担当

東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階

電話（直通）03-5579-2682